

埼玉県省エネ診断(専門診断)事業

- 県が省エネ診断の専門事業者を派遣
- 事業所のエネルギー使用量に応じて、短期間で終わる「スタンダードな診断」
- 診断により、費用をかけない運用改善や設備更新による改善について、省エネ効果を試算して提案

対象事業所

民間事業者が所有又は使用する埼玉県内の事業所

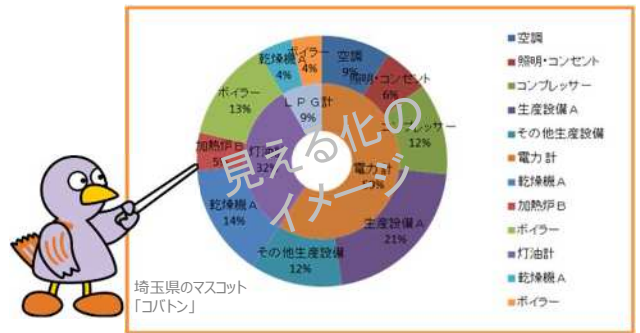
- ※ 事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては中小企業者に限ります。
- ※ 年間エネルギー使用量（原油換算）が300kL以上の事業所が対象となります。

省エネ診断の活用例

➤ エネルギーの使用状況が**多岐多様**な事業所

エネルギーの使用状況を“一目で”
わかるように**見える化**

業務の**ムダの気づき**や
経営改善に活用できます



➤ **償却期間を過ぎた設備**を多数使用している事業所

メリット（CO₂・費用削減効果）
とコスト（投資費用）を比較し、
設備投資の効果を提案

設備投資の優先順位決定に
活用できます

	削減値		設備投資額 (千円)	回収年 (年)
	削減量 (kWh/年)	削減金額 (千円/年)		
照明設備	81,708	1,965	12,000	6.1
空調設備	14,807	294	2,120	7.2
ボイラ				

問合せ先

埼玉県 環境部
温暖化対策課

計画制度・排出量取引担当

☎048-830-3049 / 048-830-3021

(E-mail) a3030-19@pref.saitama.lg.jp

省エネに興味のある方はこちらも
チェック！



詳細はホームページをご覧ください。

埼玉県 省エネ診断

検索

診断費用

11,000円（税込）

受診申込期間

令和8年 5月20日～令和8年 12月11日（予定）

※ 申込み状況により、受診申込期間の終了前に受付を締め切ることがあります。
御検討中の方は、お早めにお申し込みください。

診断実施時期

申込みから概ね1か月後

※ 申込み状況により前後します。実施希望時期については御相談ください。

診断の流れと 所要期間

- ① 診断申込
 - ② 省エネ診断業者の選定（県）
 - ③ 省エネ診断業者との打合せ
 - ④ 事業所のエネルギー関連資料の提供依頼
 - ⑤ 診断実施
 - ・ 保有設備等の資料調査
 - ・ 目視調査
 - ・ ヒアリング
 - ⑥ 報告書作成
 - ⑦ 診断結果報告
- 訪問調査を1日実施
- ～4か月

※診断費用11,000円（税込）は、省エネ診断事業者に直接お支払いください。

また、⑦診断結果報告は診断費用のお支払い後になります。

診断事例

対象	省エネ事例
照明・電気設備	水銀灯、蛍光灯器具 ⇒ LED化
空調・換気設備	高効率空調機への更新 冷凍機の冷水出口温度の見直し 換気量の適正值への低減
熱源設備	高効率ボイラへの更新 蒸気圧力の見直し 空気比の適正化
燃料転換設備	工業炉やボイラの燃料を 重油から都市ガスへ
コンプレッサー	コンプレッサー圧力設定の見直し 製造設備の稼働状況に応じた運転台数の適正化



埼玉県のマスコット「コバトン」

- 診断結果については、県を通して事業所にお知らせします。
- 省エネ診断の受診後に、設備の導入状況等についてアンケート等の御協力をお願いすることがあります。